

# 森林資源循環利用促進基金に関するQ&A

令和3年4月27日現在

## Q1 基金の趣旨は何ですか。

本県内の人工林が本格的な利用期を迎えている中、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させていくためには、主伐・再造林等を進め、「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用を実現することが必要となります。

そのような中、森林所有者は再造林経費の確保が難しいことなどから主伐を控える傾向にあり、県産材の需要が増加する一方で供給は停滞しています。

このため、林業・木材産業の関係者が連携し令和3年度に「森林資源循環利用促進基金」(以下「基金」)を創設し、人工林の主伐・再造林(植替え)を行う森林所有者等を支援していくことで、森林資源の循環利用を促進していきたいと考えています。

## Q2 基金による支援策とはどのようなものですか。

スギ等の人工林を伐採し、再造林(植替え)を行った森林所有者等に対して、植替え等に要する費用の一部を基金から助成します。

## Q3 具体的な助成内容について教えてください。

### 1 森林所有者への助成について

ア) スギ等の人工林において、伐採から植替え及び下刈りまでの契約を森林所有者と締結した造林事業者(以下「造林事業者」という)が、林野庁で定める「花粉発生源対策促進事業」及び「森林環境保全直接支援事業」に基づき植替えまでを完了した場合、当該契約を締結した森林所有者に対して、「植替協力金」として1ヘクタール当たり12万円を上限に助成します。

イ) 「花粉発生源対策促進事業」に基づく植替えにおいて、当該事業の対象樹種に交えてアテを植栽した場合に限り、アテ苗木代の一部を助成します。但し、1ヘクタール当たりの上限本数は300本となります。

### 2 伐採事業者への助成について

スギ等の人工林において、森林所有者と立木売買契約を締結した伐採事業者(以下「伐採事業者」という)が伐採した跡地に、造林事業者が伐採事業者と連携し林野庁で定める「森林環境保全直接支援事業」に基づき、伐採した翌年までに植栽した場合に限り、当該伐採事業者に対して、「植替促進費」として1ヘクタール当たり12万円を上限に助成します。

なお、造林事業者及び伐採事業者は満たすべき要件がありますので、詳しくは「石川県森林資源循環利用促進基金事業実施要領」(以下「要領」)第3の(2)をご確認ください。

#### Q4 助成を受けるためには、どのような手続きが必要となりますか。

本要領に基づき、所定の様式で県山林協会に協力金の交付を申請することになります。なお、造林事業者が森林組合の場合は、石川県森林組合連合会を經由して交付申請をお願いします。

※様式は、県山林協会ホームページ「様式一覧」を参照

#### Q5 基金へ納付したい場合は、どのようにすればいいのですか。

基金へ納付していただける方は、基金の趣旨に賛同する原木の出荷者及び購入者並びに木材市場等となります。

出荷者及び購入者並びに木材市場につきましては、前年度に取り扱った石川県産スギの実績量に応じまして、1㎡あたり 20 円の協力金を年 2 回に分けて基金管理者に納付していただくこととなります。

また、上記の者以外で基金の趣旨にご賛同いただく団体等は、1 口当たり 10 万円の協力金を任意の口数分の額を基金管理者に納付していただくこととなります。

#### Q6 基金の管理者は誰ですか。

石川県山林協会が、本要領に基づき基金を適切に管理し事業を推進していきます。

また、事業の透明性を高めるため、基金のすべての納付者に対しまして、基金の管理状況及び基金事業に関する計画並びに実績等に関する報告を適宜行います。

#### Q7 県産スギの取り扱った実績量は、どのようにして確認するのですか。

基金管理者が、原木の出荷者等からの届け出(自己申告)により確認します。

#### Q8 本基金による事業の実施によって期待される効果は何ですか。

再造林等に係る森林所有者の負担軽減による植替えの促進と県産材供給量の増大が期待されます。また、副次的効果として、将来にわたる森林資産の形成や継続的な森林整備、SDGsの推進などにつながっていくものと考えています。

#### Q9 この制度はいつまで続くのですか。

令和 3 年度に創設しました本基金の存続する期間は創設後3か年度とし、最終年度となる令和 5 年度において、基金の継続及び用途の変更等につきまして、納付者全員で協議のうえ決定するものとしています。

【事務局：石川県山林協会】

住所 石川県金沢市古府 1-197

TEL 076-240-7950、FAX 076-240-7960